

相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

平成 29 年度改正点 9

住宅取得等資金贈与の非課税限度額適用時期の変更

消費税等の税率の 10%への引き上げが平成 31 年 10 月 1 日に再延期されたことにより、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税制度について、その適用期限が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されるとともに非課税限度額に係る契約の締結期間が変更されました。

受贈者ごとの非課税限度額は以下の図表のとおりです。既に非課税制度の適用を受けて非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、表中の「消費税率 10%が適用される者」における非課税限度額は、平成 31 年 3 月 31 日までに住宅用家屋の新築等に係る契約を締結し、既に表中の「左記以外の者」の非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額ある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	消費税率 10%が適用される者		左記以外の者	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 28 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	—	—	1,200 万円	700 万円
平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円		
平成 32 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
平成 33 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円